

Bu ston の示す死者儀礼 (1)

——*dPal mchog rDo rje sems dpa'i sgo nas tha ma'i dus la bab pa rnam s rjes su*
'dzin pa'i cho ga を中心に——

桜井宗信

1 はじめに

筆者は数年来、インド密教文献に示されている死者儀礼の考究を行ってきたが、その過程で、チベット密教界を代表する碩学 Bu ston Rin chen grub (以下単に Bu ston と呼称) が4篇の死者儀礼文献を残していることを知り得た。改めて言うまでもなく、彼の論説は多くインド密教の伝承を踏まえその様態を理解する上で重要であり、また自らの先に立つチベット学僧諸師の見解を幅広く紹介・批判する傾向を有することから、チベット密教伝統の展開を追って行く上で、も欠くことの出来ない資料となっている。

これら4篇の考察もまた、密教徒達が死者に対して如何なる考え方に従いどのような儀礼を行っていたのかを、インド・チベット両側に亘って明らかにする一助となる筈である。本稿ではその手始めとして、先ず4篇全体の極簡略な紹介を行った上で、副題に掲げた1篇を取り上げて、同書が示している死者儀礼の基本的枠組みと注目すべき特徴を述べることにしたい。

2 Bu ston による死者儀礼文献

現行『Bu ston 全書』に収載されている4篇の死者儀礼文献は次の通りである：

- (a) 『吉祥なる Kālacakra による死者摂受儀軌「悪趣を摧破するもの」』 (DShCh)
- (b) 『Śrīparamādyā 金剛薩埵によって臨終者達を摂受する儀軌』 (PThCh)
- (c) 『悪趣浄化タントラ所説荼毘儀軌「罪惡を鎮めるもの」』
- (d) 『阿闍儀軌による荼毘儀軌』

先ず (a) は、その名から容易に知られる通り *Kālacakratāntra* に依拠する死者儀礼を意図したものであり、Bu ston によれば Chos dpal mgon 及び Rin chen byang chub という二人の dge ba'i bshes gnyen からの勧めに従い、paṇḍita たる Sādhuputra が著した『臨終儀軌 (Dus tha ma'i cho ga)』を「基礎にして (gzhi byas nas)」纏めたものであると言う (34b4-5)。それを裏付けるかのように本書は同『臨終儀軌』を出典とすると思しき体裁の引用文を多数含み、Bu ston 自身がそのテキストを何らかの形で参照していたことは確かである⁽¹⁾。しかしながら Sādhuputra を著者とするそのような典籍を現行チベット大蔵経に見出すことは出来ず、また Bu ston の著し

—Bu ston の示す死者儀礼 (1) —

た『テングル目録』にも比定し得る文献は存在しない。彼の『聴聞録』にも同書に関連すると判断されるような記載は無く、諸事情勘案すれば今のところ来歴不明と言わざるを得ない。

ただ4で述べる通り、本稿が主題とする (b) の死者儀礼は (a) のそれと共通する部分が多いため、(a) に基盤を与えたという同『臨終儀軌』の更なる考究は、(b) の考察を進める上でも重要な課題である。

さて、本書の示す死者儀礼は (1) 劣った者を対象とするもの、(2) 勝れた者を対象とするものに大別される。(2) は「上師を御喜ばせする諸方便 (bla ma mnyes par byed pa'i thabs rnams.34a4)」とも呼ばれ、逝去した師を供養・讃歎してその徳を讃え祈願を行うものであって、儀礼執行者たる真言行者の働き掛けによる死者の救済は意図されていない。一方 (1) は悪趣等で苦しむことになる「罪悪 (sdig pa)」を持った死者に対して修されるもので、一般的な意味で葬儀に対応すると言えよう。これは、遺体・遺骨の有無に従い適用される行法に変更が加えられることにはなるが、次のような個別の儀礼ユニットを選択・組み合わせることによって実践される：

- (a-1) 灌頂による罪悪の浄化 (dbang bskur te sdig pa sbyang ba)
- (a-2) 仏塔安置による罪悪の浄化 (mchod rten du bzhaḡ ste sdig pa sbyang ba)
- (a-3) 寺堂或いは墓所安置による罪悪の浄化 (dri gtsang khang ngam mchad par gshag ste sdig pa sbyang ba)
- (a-4) 茶毘による罪悪の浄化 (ro bsregs te sdig pa sbyang ba)
- (a-5) 遺骨で小仏塔(塔)を刻むことによる罪悪の浄化 (rus pa la tsha tsha btab ste sdig pa sbyang ba)
- (a-6) 遺骨浄化による罪悪の浄化 (rus pa sbyangs te sdig pa sbyang ba)

(a-1) は、本書の場合全ての死者に対して行われる儀礼とされる。一方、(a-2)・(a-3) は遺体を茶毘に付さない場合に選択される儀礼であり、それに対し (a-4) 以下は茶毘、及びその結果残る遺骨を対象として修されるものである。また、各ユニットは更に細かい個別の儀礼ユニットを構成要素として包含しているが、4において触れる通り、それらの中には (b) と共通するものが多数存在する。

“タントラの四区分”に合わせるならば (a) が無上瑜伽タントラ階梯に配されるのに対し、(b) 以下の3書は何れも瑜伽タントラ階梯に位置付けられる。(b) は *Śrīparamādyatantra* (いわゆる『理趣広経]) に典拠を求めた金剛薩埵を主尊とする儀軌とされ、本稿が主たる考究対象とする文献である。この (b) 及び (a) が様々な儀礼に言及する“死者儀礼の総合マニュアル”と称すべきものであるのに対し、(c)・(d) は「茶毘儀軌 (ro sreg pa'i cho ga)」の説示に特化した典籍である。このうち (c) は *Durgatipariśodhanatantra* に典拠を求めたそれであり、一方 (d) は *Sarvakarmāvaraṇaviśodhanīdhāraṇī* を瑜伽タントラ的に解釈した仕方⁽²⁾に従うものとされる。両書の考究も Bu ston の死者儀礼に対する理解を知る上で重要であることは論を俟たず、別に機会を改めて報告したい。

3 PThCh の著述背景

Bu ston は彼の『聴聞録』による限り3種の異なった系譜で『理趣広経』に関わる相承を受けている⁽³⁾。しかしそれらは灌頂及び典籍聴聞に関連するものであって、死者儀礼自体の学修

記録は存在しないことから、本書は“インド伝来の既に形式が定まった儀軌を伝承者 Bu ston が祖述し纏めたもの”ではなく、彼自身の創案に基づいて編まれたものと考えられる。

この点をより明確にする上で参照すべきなのが、本書の奥書にある次の一節である：

救済者 Mañjuṣa の化身たる吉祥を具した最上の上師 bSod nams mtshan can 猊下が「Śrīparamādyā の金剛薩埵によって死者を饒益する臨終儀軌と護摩儀軌とを作るべし」と繰り返し御教令賜ったことに基づいて、Śākya の比丘 Rin chen grub が甲申年 (AD.1344) の śrāvaṇa 月の白分第 12 日に纏めたもの⁽⁴⁾……

すなわち本書編纂の背景には“bSod nams mtshan can なる高僧からの強い勧め・依頼を承けて、Bu ston がそれに応えた”という経過が有り、必ずしも彼自身の内発的意志に基づく著述ではなかったことが分かる。この間の事情は“Atīśa が Byang chub 'od の希望に応じて主尊に Lokeśvara を据えた秘密集会成就法を著した”という逸話 (羽田野 1987, 191) を想起させるが、新たな典籍が生み出される理由とその過程を見る実例として、このこと自体興味深い。

但し、言うまでも無かろうが、Bu ston が bSod nams mtshan can の希望を密教教学上全く不可能、或いは不適切なものとして判断すれば当該の著述は果たされなかった筈であり、他者からの勧奨を契機として、彼は独自の判断に基づき伝承の無かった Śrīparamādyā 流儀の死者儀礼を新たに構築する余地を見出したことになる。

4 PThCh の示す死者儀礼

当該 PThCh で示される儀礼は、帰敬偈中の表現：「死者達を解脱の街へ入らせるものを説明しよう」⁽⁵⁾により、死者の得脱を目的とするもの、すなわち一般的な意味での「葬送儀礼 (葬儀)」であると理解される。儀礼対象は罪惡の故に惡趣に赴くことになる死者であり、2 で触れた DShCh のように師僧など高德者を対象とした儀礼は含まれない。

筆者の理解するところでは、この死者儀礼は次のような 4 種の儀礼ユニットに纏められる (項目名は筆者の私案、括弧内は記載箇所)：

- (b-1) 2 種 (罪惡の浄化) による次第 (-7a3)
- (b-2) 灌頂による次第 (-8a5)
- (b-3) 茶毘による次第 (-9b4)
- (b-4) 小仏塔製作による次第 (-10a1)

Bu ston は死者儀礼の対象である遺体等の処理に関して、“茶毘に付すか塔を造立して納める等を行うべきである (8a2-3)” とするが、(b-1) 及び (b-2) はそのような“対象の物理的処理”の前段階で行われる儀礼であって、互い独立しており個別の選択実修が可能である。他方 (b-3) はそのような“物理的処理”を含む次第であり、前記 2 次第の終了を俟って執行可能となる。更に (b-4) は (b-3) の後に残る遺骨の処理に関わるため、実修上は (b-3) に従属する。なお PThCh では、遺体を塔に納める儀礼の具体内容が説かれていない。

以下 (b-1) より順に、各次第の基本構成を概観しながら、それぞれにおいて特徴的かつ重要

な内容を見て行くことにする。

(b-1) 2種〈罪惡の浄化〉による次第

ここで行われる儀礼は以下の6項目に纏められる：

- (b-1-1) 儀礼対象・行者・瓶の準備 (1b3-2a6)
- (b-1-2) 死者生起及び「識 (rnam shes)」の引き寄せ (2a6-b6)
- (b-1-3) 死者への尊格生起 (2b6-3a2)
- (b-1-4) 障礙魔の排除 (3a2-b4)
- (b-1-5) 罪惡の浄化
- (b-1-6) 道の浄化と極樂への引導
- (b-1-7) 遺体の処理に関わる儀礼

(b-1-1) は、遺体や遺骨或いはそれらの代わりになる品の儀礼的浄化、観法修習を内容とする行者（儀礼執行者）の準備、儀礼で用いる瓶の用意からなる。

(b-1-2) は〈種三尊観〉を応用した観法によって生前の死者の姿を生起し、そこに次のような手順で死者の識を引き寄せるものである。すなわち鉤を模した印を結んだ行者は、同印を死者の頭頂に置くと観じながら、「仏法僧等の真理によって、死者の識が何処にあらうとも瞬時にここへ来ますように」との祈願文を唱え、観想生起した金剛鉤で、赤色小型のA字か或いは燈明の形をした識を引き寄せ頭頂から引き入れて胸に溶け込ませる、という。この一連の観法は DShCh(a-1) 内にほぼ同一の形式で確認される (4b5-5a2)。

続いて三惡趣者全てを曼荼羅の外縁に鉤召してから、死者が生前に灌頂を受けて守護尊が定まっていれば同尊として、未灌頂者であれば「主尊 (gtso bo)」すなわち『理趣広経』所説の金剛薩埵として生起し、(b-1-4) 障礙魔の排除に進む。これは「夜叉 (gnod sbyin)」や「食人鬼 (sha za)」等の「障礙魔 (bgegs)」が当該死者及びその縁者に害を及ぼさぬよう囚るもので、次の2種の何れかが実修される：①「猛威の護摩 (drag bo'i sbyin sreg)」；②諸障礙魔に施食を行い「三昧耶戒に住して各自の住処へ戻るように」と請願する「寂靜による浄化 (zhi bas sbyang)」，降三世真言を唱えながら遺体等の周囲を廻る「寂靜・猛威半々による浄化 (zhi drag phyed mas sbyang)」，行者自身を Krodhānalārkaka⁽⁶⁾として生起し更に虚空全体に諸忿怒尊を招請した中で再び「三昧耶戒に住して各自の住処へ戻るように」と請願する3項連続の仕方。

このうち①については具体内容が示されないが、DShCh(a-1)の同じ障礙魔排除の場面において「Sādhuputra が説明している通りに、猛威の護摩を修して障礙魔を浄化する」⁽⁷⁾と記されていることから、これが Sādhuputra の『臨終儀軌』より引き継がれている儀礼であることが分かる。

(b-1) 全体の目指すところが、死者を墮惡趣から防ぎ得脱に向かわせる点にあることからするならば、墮惡趣の因である「罪惡」を死者から取り去ろうとする (b-1-5)，及び進み行くべき仏道の在り方を教示して極樂へ導く (b-1-6) が、全体の核となる部分と言えよう。筆者が (b-1) に対して仮に付した項目名も、(b-1-5) を構成する次の2種〈罪惡の浄化〉に由来している：

—Bu ston の示す死者儀礼 (1) —

(b-1-5-1) 〈一事物の護摩による罪惡の浄化 (rdzas gcig pa'i sbyin sreg gis sdig pa sbyang ba)〉 (3b4-7)

(b-1-5-2) 〈追退による罪惡の浄化 (phyir bzlog gyis sdig pa sbyang ba)〉 (3b7-7a3)

先ず前項について PThCh は次のように述べている：

死者の両足に風輪，臍に智火の燃え上がっている caṇḍālī，胸に罪惡の種子である黒色の Pam [を觀想し，それ] に身語心三種の一切の罪惡が集約されると思念したところで，“臍の caṇḍālī [に位置する] 燃え上がった智火の光明によって胸の Pam が導かれ鼻孔より出て，角を備えた惡魔の姿に変じて胡麻の塊に融解する”と觀想したところで，浄化する火を起こした中に鈴杵を持ち御口を大きく開けた Krodhavajradāka を生起してから，その御口に奉獻しながら請願すると思念しつつ，《Om Vajradāka kha kha khāhi khāhi sarvapāpam dahana bhasmi kuru Svāhā》と唱えて胡麻を燃やすのであって，それが〈一事物の護摩による罪惡の浄化〉である⁽⁸⁾。

当該の「護摩」は，供養を目的として行う一般的な意味でのそれではなく，死者の罪惡と一体化された胡麻を忿怒尊 Krodhavajradāka の口と同一視された火に焼べて，その罪惡を消し去ろうとするものであり，「一事物」という限定が付されるのも「胡麻」のみを投火対象とするためであろう。本儀礼も DShCh(a-1) にほぼ同文で記載されており，Bu ston は *Vajradākatantra* に典拠があると考えていたようである⁽⁹⁾。

今一つの「罪惡の浄化」である (b-1-5-2) もほぼ同一の枠組みで DShCh に記載があり，Bu ston は典拠を『九髻タントラ (gTsug dgu)』所収の 2 偈に求めている⁽¹⁰⁾。しかしながら筆者が検索した限り現行同タントラは当該 2 偈を含んでおらず，判然としない。

全体はその内容から，更に次のような 7 段階に分けることが可能である：

- ①華を混ぜた白辛子等の，真言念誦を伴った撒布 (3b7-4a5)
- ②六波羅蜜成満を害する 6 種の礙げの除去 (4a5-5a1)
- ③煩惱とその害毒の除去 (5a2-b3)
- ④五瓶を用いた五智・五仏の成就勸誡 (5b3-6a7)
- ⑤尊勝瓶水で洒水しながらの吉慶讚詠唱 (6a7-b2)
- ⑥三惡趣住者の歸命表明 (6b2-7)
- ⑦三惡趣住者の惡趣遷移，及び毘盧遮那足下への転生 (6b7-7a2)

先ず華を混ぜた白辛子か，砂或いは胡麻の何れかに，〈Śrīparamādyā 金剛薩埵曼荼羅〉⁽¹¹⁾ 構成諸尊の真言や百字真言等を念誦し，幾つかの真言⁽¹²⁾ を唱えながらそれを遺体等に撒布する (①)。続いてその場に設えた尊像に死者の洗浴を請うてから，予め用意しておいた瓶⁽¹³⁾ を用い真言と文句を唱えながら洒水を行って死者得脱の礙げを除去しようとする，2 種の儀礼②・③が行われる。このうち②で唱える文言について Bu ston は次のように述べている：

これは布施を本性とする水であり，慳貪の垢を浄化し捨離する。妙香によって香りをつけた [その] 水によって，洗浴を善巧になさった方が洗い流すべし。// 5 //

《Om namo bhagavate sarvadurgatipariśodhanarājāya tathāgatāyārhatē samyaksam-

buddhāya tadyathā Om śodhane śodhane sarvapāpaviśodhani buddhe śuddhe viśuddhe sarvakarmāvaraṇaviśodhane Svāhā》⁽¹⁴⁾と、及び主尊の真言に《何某の一切罪過を śāntiṃ kuru namaḥ》という唱誦句を併せたもの、また《この世から彼岸世へと行って寿命の尽きた何某という者の、無始爾来の輪廻において蓄積してきた罪惡と障害の一切及び特に慳貪の垢たる煩惱を浄化してから、布施波羅蜜を円満し速疾に現等覚せんことを》[という文言を唱える。]同様に「布施」の場所に戒・忍辱・精進・禪定・般若を挿入し、「慳貪」の場所に破戒・忿怒・懈怠・散漫・邪慧を挿入して唱える⁽¹⁵⁾。

全体として、六波羅蜜の成満にとって礙げとなる6種の除去を意図しており、第5偈及び真言を唱えた後で、下線を施した2箇所を各々「破戒」以下、及び「戒」以下に入れ替えた計6通りの文言を唱える。

続く③も“文言を唱えながら瓶水を撒布する”という儀礼形式上は②と一致するが、目的とするのは「煩惱とそれによって生じた害毒の浄化 (nyon mongs pa dang de'i dbang gis byung ba'i dug sbyang ba)」であり、唱えるのは Bu ston が「真実の威力 (bden pa'i stobs)」と呼ぶ *Mahāsāhasrapramardanī* を出典とした一群の偈である⁽¹⁶⁾。

④は (b-1-1) で予め準備しておいた5本の瓶⁽¹⁷⁾を用い、各々に収めてある香水等を撒布しながら偈と真言を唱えるもので、死者が五智を備え五仏それぞれとして「現等覚せよかし (mngon par rdzogs par sangs rgyas par gyur cig)」との勸誡で結ばれる。

⑤で唱えられる「吉慶讚 (bkra shis)」は『Śrīparamādyā 金剛薩埵曼荼羅儀軌』(PKCh)に含まれているもの⁽¹⁸⁾などを行者が任意に選択し得るが、最後に《寿命の尽きた何某という何処に生まれ何処に住んでいる者でも構わないが、魔及び敵対するもの一切と離れ大いなる吉慶と好運によって満たされよかし》⁽¹⁹⁾を付加する。

続く⑥は、当該死者及びその場に引き寄せた「三惡趣に住する者達一切 (ngan song gsum po thams cad)」が、「主尊 (gtso bo)」・普賢・文殊・観音・虚空蔵・地藏・「庇護者たる大悲尊一切 (thugs rje che mgon thams cad)」・金剛手への帰命と、畏怖除去への請願を表明する7偈を「異口同音に (mgrin gcig tu)」唱えて帰命したと観想しながら行者自身も唱えるもので、儀礼執行の場に「息子等の親族 (bu la sogs pa'i nye 'brel)」が陪席している場合には、彼らにも「後に付いて唱えさせる (rjes zlos byed du bcug)」。

〈追退による罪惡の浄化〉を構成する最後の項目⑦は行者自身が〈摧罪印〉を結び同真言を唱えながら「三惡趣の罪惡一切を引き裂くと思念しつつ、三惡趣者がその印を見て罪惡が清められて惡趣より逝去遷移し毘盧遮那の御足下に生まれ、彼等の肉体を大海に投げ捨てたと思念する」⁽²⁰⁾のであって、儀礼の直接対象である死者のみならず、惡趣で苦しむ全ての者達の罪惡を除去し「毘盧遮那の御足下」へ引導することを目的としている。

さて PThCh は〈追退による罪惡の浄化〉を説き終わった後で、「これのみしか実修しないのであれば、後述の通りに道の浄化・説示、謝礼の供養等を行うべきである」⁽²¹⁾とのみ述べ、後に続く儀礼—上掲私案における (b-1-6) 及び (b-1-7) —の紹介を後に譲っている。これは当該儀礼が (b-2) 「灌頂による次第」と共通であることに因るのであるが、ここでは (b-2) における対応箇所の記述を参照して (b-1-6) の内容を確認しよう。先ず便宜上その全体を提示すると次の

—Bu ston の示す死者儀礼 (1) —

通りである：

[三] 宝は吉祥なる宝石のよう [であり], [三] 宝という宝石から生じたものの, [三] 宝という宝物の輝きによって, [その三] 宝の花環は純粹である。// 30 //

資糧道と加行道, 見道と修道, 無上なる殊勝道, 成覚無間道, 解脱道に依止して全罪惡を淨化し, その尊き道を歩めかし。// 31 //

《Om ratne》云々と唱えて, 道を示す。次に

蓮華が泥によって汚染されないように三種の生存による垢によって汚染されることなく存続する, 蓮華から生じた極樂に生まれよかし。// 32 //

《Om padme padme padmasaṃbhave sukhāvātīm gacchantu Svāhā》

と唱えながら, 華を雨と降らし, 吉慶讚を唱える。

続いて, 件の小型の A 字の姿をした死者の識を jñānasattva としての尊格と無二にすると, Yam より生じた風輪によって持ち上がり頂髻から出て, 極樂における蓮華の茎に変化して生まれたと観ずる。更にその死者は無量光仏の御顔を拝して法を聴聞し, そこに住する過去の菩薩達によって供養されて, そこに生まれる因を観察することで [行者] 自身が儀軌を行った威力と理解してから, 刹那の内に彼 (= 死者) 自身がこ [の儀礼の場] に来て, [行者] 自身と曼荼羅の尊格を供養・讚歎してから,

ああ, 仏よ, ああ, 仏よ, ああ, 仏よ, 御事業に善巧なる方よ, [貴方は] 悪趣における私達を淨化するために, 菩提行にこそ身を置いた。// 33 //

ああ, 釈迦 [族の] 庇護者たる仏は驚くべき御事業 [をなさった方であり], それ故に悪趣に墮した有情は閃光のように疾く脱した。// 34 //

ああ, 諸仏の真言の加持は大いに不可思議であり, それ故に無間 [地獄] に墮した有情が天の住処に疾く生まれた。// 35 //

と感興偈を述べると観ずる。

更に彼を供物で供養したところで, 《Om sarvabuddhakṣetraṃ gacchantu Svāhā》と唱えながら華を投げて, 再び極樂へ行つたと観ずる。

次に曼荼羅尊を供養・讚歎し, 過誤への堪忍を請願し, 希望の内容をお願いし, 善根を死者のために廻向し, 吉慶讚を唱えるべきである⁽²²⁾。

ここでの儀礼の枠組みは実修順に次のように纏められよう：

- ① 道の淨化
- ② 死者の極樂への引導
- ③ 死者の再来と謝意表明
- ④ 死者の極樂への帰還
- ⑤ 行者による終結儀礼実修

先ず死者に対して仏法の殊勝性を示し, 資糧道以下の修行への邁進を勧める。これが〈道の淨化〉であり, 今後死者の進み行くべき道筋を仏道に沿った正しい在り方に導く意図を有しているが, Nāmasaṃgīti 流儀の死者儀軌等にも同様の儀礼が説かれており (桜井 2007, 169-172),

インド密教死者儀礼における定型的要素の一つと言える。

続く②は、言わば死者を極楽往生させる観法であり、浄土教とインド・チベット密教との関わりを窺う上で大変興味深い注目すべき儀礼である。上述の幾つかの儀礼がそうであったように、当該 (b-1-6) もまた大枠として DShCh に対応が見出され、この極楽往生の観想も同文で含まれており⁽²³⁾、恐らく Sādhuputra の『臨終儀軌』に直接的典拠があるものと考えられる。更に Śūnyasamādhivajra の著した死者儀礼文献 *Mṛtasugatiniyojana*(MSN) にも“同儀礼執行の結果、死者が極楽へ赴く”旨の記述が有り⁽²⁴⁾、確かにインドにおいて密教的死者儀礼と極楽往生とを関連付ける解釈が成立していたことが分かる。しかし今のところこれら Bu ston の著した 2 書及び MSN 以外に死者の極楽往生に言及するインド・チベット密教死者儀礼文献は見当たらない。その意味で現段階では、本観法を密教儀礼全体の中にどのように位置付け得るのかに関して、浄土教との交渉経過も含めてこれ以上の考察が不可能であり、今後の課題とせざるを得ない。

儀礼の内容は、始めに行者が死者に偈 (v.32) 及び真言を以て極楽へ赴くことを勧め、散華と吉慶讃の詠唱を行う。続いて一連の行者による観想が行われるのであって、先ず死者の識を象徴する「小型の A 字」を彼の守護尊か或いは金剛薩埵の *jñānasattva* と無区別と思念し、*Yaṃ* 字所成の「風輪」の力で「頂髻」から出させ、「極楽」への化生を果たさせる。そこで死者は「無量光仏」からの説法を聴聞し、菩薩達から供養され“何故自分がこのような境遇に到ることが出来たのか”とその「因」を尋求して、行者が当該死者儀礼を執行した威力であることを理解する、というものである。

更に行者の観想は③へと続き、極楽往生の所以を理解した死者は再び死者儀礼執行の場に戻り来て、行者や曼荼羅諸尊を供養・讃歎し併せて悪趣救済を果たす仏の徳を称える「感興偈」を唱える。これに対して行者は、供養を行った上で真言を唱えながら投華し、死者の極楽帰還を促す (④)。最後に供養讃歎・堪忍の請願・成就祈願・廻向という定型的な作法が行われる (⑤)。

なおこの後に続く (b-1-7) で示されているのは、茶毘に付すこと、及び塔を造りその中に納めることの 2 種であり、前者は (b-3) で概略が示されるが、後者の詳細は PThCh 内に記述が無く、具体内容は DShCh を参照しなければならない⁽²⁵⁾。

(b-2) 灌頂による次第

死者救済の儀礼に灌頂を充当する仕方は、比較的古くからインド密教界において実修されてきたものらしく文献資料が現存しており、先に触れた通り筆者も既に報告の機会を持っている (桜井 2006;2007)。大枠としては“曼荼羅を造壇しそこに死者を迎え入れて灌頂を授ける”というものであって、死者は灌頂受者としての新弟子と同等に扱われることになる。

便宜上始めに (b-2) の構成を示しておこう：

(b-2-1) 「地儀軌及び準備の儀軌 (sa'i cho ga dang / sta gon du gnas pa'i cho ga)」

(b-2-2) 「正行 (dngos gzhi)」

(b-2-3) 道の浄化と極楽への引導

(b-2-4) 遺体等⁽²⁶⁾の処理に関わる儀礼

(b-2-1) は曼荼羅を設える場所の選定・浄化等を行う〈地儀軌〉、及び“～準備儀軌”という一定パターンで呼ばれる数種の準備儀礼を含む⁽²⁷⁾。続く **(b-2-2)** は、曼荼羅を描くための区画を行う「曼荼羅墨打 (dkyil 'khor thig btab)」以降、“狭義の灌頂”終了までの段階である。また **(b-2-4)** は上述の通り **(b-1-7)** と同一である。

本次第が死者儀礼として特徴的なのは、先に見た **(b-1-6)** と同内容の **(b-2-3)**、及び遺体に関わる儀礼 **(b-2-4)** が付加されていることは勿論であるが、更に **(b-2-1)**・**(b-2-2)** 中へ上述 **(b-1-2)**～**(b-1-5)** に相当する儀礼が組み込まれる点にある。これら 2 項目には、順に「弟子準備 (slob ma sta gon)」・「弟子引入 (slob ma gzhus pa)」という弟子を曼荼羅造壇・灌頂納受に相応しい者として聖別する儀礼が含まれるが、**(b-1-2)**～**(b-1-5)** 相当儀礼はそれら 2 儀礼の直前で行われる。これは、予め浄化することで死者を“生者の弟子”と同一の状態に変えて、儀礼の場に参画させることを意図した操作と言える。

このように **(b-2)** はいわゆる曼荼羅儀軌に死者儀礼特有の儀礼を組み込んだものであり、更にまた曼荼羅儀軌が 7 日間での実修を標準とすることから、Bu ston が示す日数もそれに一致している。従って、多くの資具と長い時間を必要とする本儀礼は、必然的に施主に多額の出費を強いることになり、執行を依頼し得る者は限られる。筆者はここに、同一目的を持ちながら別個に **(b-1)** と **(b-2)** とが編まれた理由の一端が有ったものと推測している。

(b-3) 荼毘による次第

本儀礼は次の 5 段階で構成されている：

- (b-3-1)** 火葬場の設営
- (b-3-2)** 遺体搬送⁽²⁸⁾
- (b-3-3)** 供養の護摩
- (b-3-4)** 荼毘自体
- (b-3-5)** 終結の儀礼

(b-2) で「曼荼羅儀軌」への準拠が言われたのと同じく、本儀礼においても「息災護摩儀軌 (zhi ba'i sbyin sreg gi cho ga)」に則した実修が指示されて所作等の詳細を略している箇所が多く、『Śrīparamādyā 金剛薩埵息災護摩儀軌』[Toh 蔵外 5130] の参照・理解を前提とした儀礼実修が、行者には求められることになる。

先に触れた通り、本儀礼は **(b-1)** または **(b-2)** の実修を前提としており、その終了を俟って場を移して行われる。火葬場に選ばれるのは「屍林或いは前から択地しておいた所 (dur khrod dam sngar nas sa btsal ba'i gnas)」であって、或る程度の任意性が認められている。そこに「息災用の火爐 (zhi ba'i thab kung)」を穿ち、爐内に曼荼羅諸尊及び Durgatiparīśodhana の真言を念誦した薪を積み、更にその上に“華芯部分に蓮華か法輪を置いた八葉蓮華を描き溶かしバターを塗った lhasta 四方の綿布か紙”を広げて、遺体用の敷物とする。

死者が **(b-2)** に即して灌頂されている場合は直ちに **(b-3-2)** が執行されるが、**(b-1)** の次第を適

— Bu ston の示す死者儀礼 (1) —

用した死者が対象の時には、“灌頂未修時にはその「略法 (bsdus pa gcig)」を行う必要がある”という規定に従い、遺体搬送に先立って簡略な灌頂が行われる⁽²⁹⁾。

さて、火爐に火を点じて行われる (b-3-3) 及び (b-3-4) の 2 儀礼は、死者の生前における密教との関わり方が基準になって、更に次のような 2 通りに分けられる：

- ① 未灌頂者であるか、灌頂受者であってもそれを損壊する罪惡を有する者の遺体を、供物として茶毘に付す次第
- ② 灌頂受者であり、かつ生前それを損壊していない優れた者の遺体を、供養対象として茶毘に付す次第

①の仕方が (a-4) と枠組みを同じくするものであるのに対して、②に対応する儀礼は DShCh に含まれていない。しかし、10 世紀を活動期としたインド人密教学僧 Smṛtijñānakīrti は茶毘執行に当たって「遺体を供養対象として燃やすこと、遺体そのものとして燃やすこと、遺体を護摩の供物として燃やすことの三種を理解して燃やす」と述べており (桜井 2007,165-66)、下線部が順に②と①とに対応すると見做し得ることから、既にインド密教界において確立していた解釈を引き継いだものと考えられよう⁽³⁰⁾。

先ず①における 2 儀礼を見てみると、(b-3-3) は茶毘を前にして火天を招請し供養する次第—いわゆる〈火天壇〉—であり、上述の通り「息災護摩儀軌」に則って行われるが、供物を火爐に投ずる際に、通常唱える真言に《逝去した何某の sarvapāpāvaranam śāntim kuru Svāhā》という文言を付加すること、また招請した火天に対し

火天よ、金剛羯磨の主宰者よ、逝去した有情を浄化し、また諸尊を満足させるために、他ならぬこの場で御事業を為さって下さい⁽³¹⁾。

との請願を行い、それに応じて「火天の御胸より智火が生じて死者の罪障と所対治分の一切が焼き尽くされたと観」⁽³²⁾ずることなど、通常の息災護摩には含まれない茶毘儀礼特有の要素も組み込まれている。この後で〈Śrīparamādyā 金剛薩埵曼荼羅〉を觀想生起し、更に供物を火爐に投じてそれら曼荼羅諸尊を供養する。

次に①に従った (b-3-4) について、Bu ston は次のように記している：

遺体たる身体の各部が完璧な尊格の供物であると観じ、各々の尊格の真言と共に [火爐で燃やすことで諸尊に] 奉獻してから、“諸尊は満足なさせて [死者の] 罪障と苦惱とを鎮める御事業を為さる”と觀想する⁽³³⁾。

即ち、行者は先ず死者の体肢各部位を特定の尊格の供物として思念し、それらを順に火爐で燃やして供養することで“各尊格が満足し死者より罪障と苦惱を除去する”と観ずる。PThCh では“体肢各部位と尊格との対応”が記されていないが、PKCh 記載の“身体へ諸尊を布置する觀法”⁽³⁴⁾における対応に準拠するものと推定される。

一方②における (b-3-3) は、行者が茶毘前の〈火天壇〉において遺体に火天を生起し死者と火天とを一体化してから、それに対して護摩供を奉獻する点で、①のそれと相違する。また (b-3-4) でも、①とは異なり遺体の各体肢を護摩供物として奉獻することを行わない。灌頂を毀

損していない死者は、行者を介して火天との瑜伽を果たし得る存在であり、またその火天の還着と共に遺体も元の姿を失って骨と灰に変わる、ということであろう。

最後の (b-3-5) も通常の護摩儀軌に含まれる儀礼がそのまま踏襲されるというが、行者は儀礼の終結に当たって「善根を死者に廻向」する。また修法が終了した後も、遺体が燃えている間は「死者の関係者達が見守りながら『般若経』を読誦する (shi ba'i 'brel pa rnams kyis bsrung zhing Sher phyin gyi mdo bklag)」ようにさせ、更に火が消えた段階で「金剛集の真言と印と共に灰と諸遺骨を集め」火爐の跡が判別出来ないように始末して、(b-3) 全体が終了となる。

(b-4) 小塔製作による次第

ここで言う「小塔」は、(b-3) の結果残った遺骨及び灰を粘土等と混ぜて造る小型の仏塔を指す。この種の塔の作製は *Durgatipariśodhanatantra* においても死者供養の方途として言及されており (Skorupski 1983, 248.2-6; 322.12-16), また、より詳細な作製法や儀礼を示す儀軌も複数著されている。Bu ston が“小塔建立の儀軌は一般的なそれと同様に行う”とするのも、多くそのようなインド撰述諸儀軌の参照・応用に任せようとする表れであり⁽³⁵⁾、事実、次第の記載内容は非常に簡略である。

そのような略述のみから儀礼の細部に到るまでを再構成するのは難しいが、次第の基本的な枠組みは次のように理解される：

- (b-4-1) 洗骨による浄化
- (b-4-2) 材料の準備と造塔
- (b-4-3) *pratiṣṭhā* の実修

(b-4-1) は先ず、白い粉で描いた八輻法輪に白色の華を撒きその上に皿を置いて、中に遺骨を収める。そこに死者の生前の姿を生起し「識」を引き入れたところで、「付加句を併せた真言 (sngags spel tshig dang bcas pa)」⁽³⁶⁾ を唱えながら「準備の所作を行った瓶水 (lhag gnas byas pa'i bum chu)」で遺骨を洗い罪惡の浄化を図るというもので、(a-6) によく一致する記述が有る (22b7-23a4)。

洗った骨、及び灰に香・*pañcagavya* を混ぜて叩き砕き⁽³⁷⁾、泥と混ぜ合わせる。これを材料にして曼荼羅の尊像か小塔を造り、小塔には付加句付きの心呪を納入する (以上 (b-4-2))。Bu ston は出来上がった尊像・小塔に対して「詳細な *pratiṣṭhā* (*rab tu gnas pa rgyas pa*)」を行う必要が有ると言うが、その具体的方法については触れていない。

5 おわりに

以上 Bu ston の著した死者儀礼文献の概略を紹介すると共に、特に PThCh に焦点を当て、そこに示された死者儀礼の基本構成と特徴的な要素を述べてきた。紙幅の制限も有り、後者についても儀礼の全てについて詳細な内容を記すことが出来なかったが、少なくとも DShCh と多くの儀礼要素を共有しており、中には“死者の極楽往還の観想”という注目すべき事柄も含まれていることは確認した。DShCh に著述年月が記されていないため確定的な結論とはなし得ないが、同書の記述が一様に詳細であり儀礼の典拠や異説等にもしばしば言及しているのに対

し PThCh が同種の記述を殆ど含まない点から考えて、DShCh が編まれた後その枠組みの一部を用いて PThCh が著された可能性が強い。

その一方で、本書は「Śrīparamādyā 金剛薩埵」による死者救済を謳っているが、修法・観想対象とされるのが同尊及びその曼荼羅ではあるものの、死者儀礼自体を形作る主要な要素は同尊の聖典上の典拠である『理趣広経』より全く採られていないことも確認された。3で述べた本書の著述背景とも併せるならば、Bu ston の意図は同タントラより死者救済の機能を引き出すことではなく、そこに説かれた尊格を DShCh - 更にはその基盤と目される Sādhiputra の『臨終儀軌』 - に纏めた儀礼構造の中に組み入れることにあったと言える。

しかしながら以上の検討によって当該死者儀礼の全てに関して統合的な理解が得られたとも言い難い。(b-1-6)で触れた密教儀礼と浄土教の関連もその一つであるが、当該儀礼の根本を形作っている要素(罪悪の浄化)が一連の次第中で繰り返し行われるという在り方も、“最初に執行される浄化によって死者の罪悪は取り除かれた筈ではないのか”という疑問と併せて矛盾無く説明し得ない限り⁽³⁸⁾、その意義が明らかにされたとは言えない。DShCh 等残り3書の考察と共に、今後の課題としたい。

略号表

- DShCh Bu ston Rin chen grub (1290-1364) *dPal Dus kyi 'khor lo'i gshin po rjes su 'dzin pa'i cho ga, Ngan 'gro nam par 'joms pa zhes bya ba*. Toh 蔵外 5041.
- MSN Śūnyasamādhivajra *Mṛtasugatiniyojana*. Toh 1907, Ota 2770. 『中大丹』 pp.84-92.
- PKCh Bu ston Rin chen grub *dPal mchog rDo rje sems dpa'i dkyil 'khor gyi cho ga*. Toh 蔵外 5129.
- PThCh Bu ston Rin chen grub *dPal mchog rDo rje sems dpa'i sgo nas tha ma'i dus la bab pa rnams rjes su 'dzin pa'i cho ga*. Toh 蔵外 5132.
- 『中大甘』 『中華大藏経 甘珠爾』, 中国蔵学出版社.
- 『中大丹』 『中華大藏経 丹珠爾』, 中国蔵学出版社.

文献表

- Skorupski, T.
1983 *THE SARVADURGATIPARIŚODHANA TANTRA*, New Delhi, Motilal Banarsidass.
- 桜井 宗信
2006 「Mañjuśrīmitra の説く死者儀礼」『密教学研究』第 38 号, pp. 1-14(横組)。
2007 「文殊具密流の伝える死者儀礼」『加藤精一博士古稀記念論文集 真言密教と日本文化』下, 同論文集刊行会, ノンブル社, pp. 159-181。
- 種村 隆元
2004 「インド密教の葬儀 - Śūnyasamādhivajra 作 Mṛtasugatiniyojana について -」『死生学研究』2004 年秋号, pp. (26)-(47)。
- 羽田野 伯猷
1987 「密教者としてのアティーシャ とくに時輪の問題をめぐって」『羽田野伯猷チベット・インド学集成』3, 法蔵館, pp. 182-218。
- 福田 亮成
1987 『理趣経の研究 その成立と展開』, 国書刊行会。

注

- (1) 本文 4 の (b-1-4) で言及した「猛威の護摩」の場合のほか、例えば DShCh:23a5-7 を参照。ここは (a-5) に含まれる。
- (2) この仕方に則るインド撰述文献としては Atiśa による『曼荼羅儀軌』[Toh 2655:Ota 3479] 等が存在する。これについては羽田野 (1987, 193-94) をも参照せよ。
- (3) ① Śrīparamādyā 金剛薩埵の灌頂受得系譜, ② 撰部族及び部族毎の灌頂受得系譜, ③ 『理趣広経』及び Ānandagarbha による同経『広註』[Toh 2512:Ota 3335] の聴聞系譜の 3 系譜であり, ①は dPal ldan seng ge より, ②・③は 'Phags pa 'od より相承したもの。各々『Bu ston 聴聞録』[Toh 蔵外 5199]: 40b2, 61b1, 62a5-6 を参照。
- (4) mgon po 'Jam pa'i dbyangs kyi rnam 'phrul dpal ldan bla ma dam pa bSod nams mtshan can zhabs kyi zhal snga nas / dPal mchog rDo rje sems dpa'i sgo nas gshin po la phan 'dogs pa'i dus tha ma'i cho ga dang / sbyin sreg cho ga gyis shig ces yang yang bkas bskul ba la brten nas Shā kya'i dge slong Rin chen grub kyi / nyi sgrol byed kyi lo gro zhun can gyi zla ba'i dkar phyogs kyi tshes bcu gnyis la bkod pa'i……(10a2-3).
- (5) ……gshin po rnams // thar pa'i grong du 'jug byed shed // (1b2).
- (6) これは『理趣広経』で説かれる忿怒尊であり, DShCh では自身を Vajravegha (rDo rje shugs) として観想する (7b4)。
- (7) Sā dhu pu tras bshad pa bzhin du / drag po'i sbyin sreg byas la bgegs sbyang / (7a6).
- (8) tshe 'das kyi rkang pa gnyis su rlung gi dkyil 'khor / lte bar gtum mo me shes kyi me 'bar ba / snying gar sdig pa'i sa bon Paṃ nag po la lus ngag yid gsum gyi sdig pa thams cad 'dus par bsam la lte ba'i gtum mo'i ye shes kyi me 'bar ba'i 'od zer gyis snying ga'i Paṃ deng nas sna sgo nas thon / sdig pa rwa can gyi rnam par gyur nas til gyi phung po la thim par bsam la / me bsangs sbyangs bskyed pa'i nang du Khro bo rdo rje mkha' 'gro rdo rje dang dril bu 'dzin zhing zhal gdangs pa bskyed nas de'i zhal du phul bas gsol bar bsam zhing / 《(真言省略)》zhes brjod cing til bsreg ste de ni rdzas gcig pa'i sbyin sreg gis sdig pa sbyang ba'o // (3b4-7).
- (9) Bu ston は DShCh : 8a5-6 において「罪惡の浄化に関して、先ず *Vajradākatantra* で『成就対象の両足間に弓の形に等しい曼荼羅、臍で智 [火] が激しく燃え上がり、その胸に火が付いたことで燃え上がった光明が全てを覆い、Paṃ となった無尽の罪惡が鼻から外に出て、更に忿怒 [尊] の姿として観想し、一切を食い尽くすと観想すべきである』と仰っているので (sdig pa sbyang ba la / dang po rDo rje mkha' 'gro'i rgyud las / bsgrub bya'i rkang pa dag la ni // gzhu yi rnam 'dra'i dkyil 'khor te // lte bar ye shes yang dag 'bar // de yi snying gar sbar ba yis // 'od zer 'bar ba kun tu 'khrigs // Paṃ gyur sdig pa mi zad pa // sna yi sgo nas phyung nas ni // de nas khro ba'i gzugs bsgoms te // kun tu zos par bsgom par bya // zhes gsungs pas)」と述べ 2 偈分引用を示しており、これは現行同 Tantra 第 46 prakaraṇa の一節 (『中大甘』75, 145.10-13) に対応する。但しこれら 2 偈のみから当該儀礼全体を予想することは困難であり、直接的な典拠は Sādhuputra の『臨終儀軌』にあったのではないかと筆者は考えている。
- (10) Bu ston 引用の当該 2 偈は次の通りである：「続いて行われるべき追退は、白辛子によって行われるべきものである。白辛子を華と共に真言を唱えつつ投げつけるべきである。骨か、衣服か、名札をその後で水によって洗浴すべきである。罪惡を洗浄する真言によって、三有の垢を洗浄すべきである (de nas phyir zlog bya ba ni // yungs kar gyis ni bya ba yin // yungs kar me tog dang ldan pas // sngags rnams bzlas shing brdeg par bya // rus pa'am gos sam ming la ni // de rjes chu yis bkru bar bya // 8b2-3)。
- (11) PKCh : 40a7-43b1 によれば、金剛薩埵を中心にして三重に 32 尊が取り囲む計 33 尊による曼荼羅である。
- (12) Bu ston の挙げている真言を原語で列挙すると 'du rga ti, kaṃ ka ni, gtsug tor nam rgyal, dri med, pad mo uṣṇi ṣa (3b7-4a1)' であり、下線部を除き順に *Durgatipariśodhanatantra* の根本心

— Bu ston の示す死者儀礼 (1) —

- 呪, *Sarvakarmāvaraṇaviśodhanī-nāma-dhāraṇī* [Toh 743: Ota 146], 「仏頂尊勝陀羅尼」, 「無垢淨光陀羅尼」を意味するが, 末尾下線部は詳細不明である。
- (13) 用意すべき瓶は当該儀礼の場合, ①尊勝瓶 (nam rgyal gyi bum pa)・羯磨瓶 (las bum)・5尊 (阿闍一金剛薩埵)に配当する5瓶の計7本, ②尊勝瓶・羯磨瓶・5尊用の1瓶の計3本, ③尊勝瓶と羯磨瓶 (これを5尊用の瓶としても使用)の2本のみ, という3通りのパターンより選択が可能である (PThCh: 2a2-4)。この場合に用いるのは羯磨瓶である。
- (14) 本真言は上掲註(12)の'du rga ti'である。Skorupski (1983, 126.27-30) 参照。
- (15) 'di ni sbyin pa'i rang bzhin chu // ser sna'i dri ma dag byed cing // gtong ba dri yis legs bsgos chu // khru legs mdzad kyis khru bya'o // 5 // 《(真言省略)》 zhes pa dang 《che ge mo'i sdig sgrib thams cad shā ntiṃ ku ru swā hā》 zhes spel tshig dang bcas pa dang 《'jig rten 'di nas 'jig rten pha rol tu song zhing tshe 'das pa che ge mo zhes bya ba'i tshe 'khor ba thog ma med pa nas bsags pa'i sdig pa dang sgrib pa thams cad dang / khyad par du nyon mongs pa ser sna'i dri ma thams cad dag nas sbyin pa'i pha rol tu phyin pa yongs su rdsogs te myur du mngon par rdsogs par 'tshang rgya bar gyur cig》 de bzhin du / sbyin pa'i gnas su / tshul khriṃs dang / bzod pa dang / brtson 'grus dang / bsam gtan dang / shes rab rnam bcug / ser sna'i gnas su khriṃs 'chal dang / khong khro dang / le lo dang / rnam g-yeng dang / shes 'chal rnam bcug la brjod / (4b2-6)。
- (16) ここで唱えられるのは『仏説守護大千国土經』 [Tai 999]: 『大正藏』 19, 590a5-23; 590b7-14; 590b26-c7 及び *Mahāsāhasrapramardanī* [Toh 558: Ota 177]: 『中大甘』 90, 221.2-12; 221.15-222.4; 222.8-14 に対応する。なお本經には岩本裕博士校訂の梵文テキストが存在するが, 本論執筆時までに入手し得なかった。
- (17) 上掲註(13)で紹介した5瓶であるが, そこで触れた通り5瓶全てを揃えられなければ, 1瓶に纏めても羯磨瓶による代用でも構わない。
- (18) Bu ston は「二十五御事業吉慶讚 (mdsad pa nyi shu rtsa lnga'i bkra shis)」と呼んでおり, 例えば PKCh: 52a1-53a5 で用いられている。この他に *Mahāsāhasrapramardhanī* 或いは *Vaiśālīpraveśasūtra* 所説の吉慶讚でも可であるという。
- (19) tshe 'das pa che ge mo zhes bya ba gar skyes ga na gnas kyang rung ste / bdud dang mi mthun pa'i phyogs thams cad dang bral nas bkra shis dang bde legs chen pos khyab par gyur cig // (6b1-2)。
- (20) ngan song gsum gyi sdig pa thams cad dral bar bsam pas ngan song gsum gyis phyag rgya de mthong nas sdig pa dag ste / ngan song las shi 'phos te rNam snang gi zhabs drung du skyes / de dag gi rten rnam rgya mtsho chen por dor bar bsam mo // (7a1-2)。この観想と共に用いる“摧罪の印言”は『真実撰經』「降三世品」に記されている (Horiuchi's ed. §841, §984)。
- (21) de tsam las ma grub na 'og nas 'byung ba ltar lam sbyang bstan / gtang rag gi mchod pa la sogs pa bya'o // (7a3)。
- (22) dkon mchog rin chen dpal bzhin du // dkon mchog rin chen las byung ba'i // dkon mchog rin chen 'od zer gyis // rin chen phreng ba rnam dag pa // 30 // tshogs kyi lam dang sbyor ba'i lam // mthong ba'i lam dang sgom pa'i lam // bla na med pa'i khyad par lam // byang chub par chad med pa'i lam // mnam par grol ba'i lam dag la // brten nas sdig pa kun sbyangs te // 'phags pa'i lam der bgrod par shog // 31 // 《Om ratne》sogs brjod la lam bstan / de nas pad ma 'dam gyis ma gos ltar // srid gsum dri mas ma gos pa'i // srid pa'i pad ma las byung ba'i // bde ba can du skye bar shog // 32 // 《(真言省略)》 zhes brjod cing me tog gi char dbab / bkra shis kyi tshigs bcad brjod do // de nas tshe 'das kyi rnam shes A thung gi mam pa de / lha ye shes pa dang dbyer med du byas nas Yam las byung ba'i rlung gi dkyil 'khor gyis bteḡ ste spyi gtsug nas thon nas / bde ba can gyi zhing du pad ma'i sdong po la rdzus te skyes par bsam / de nas tshe 'das des sangs rgyas 'od pag med lta bu'i zhal mthong nas chos thos / der gnas pa'i byang sems rnying pa rnam kyis mchod / der skye ba'i rgyu brtags pas bdag gis cho ga byas pa'i mthur shes nas skad cig de nyid la 'dir 'ongs te bdag dang dkyil 'khor gyi lha la mchod bstod byas nas / e ma ho sangs rgyas e sangs rgyas // e ma ho sangs rgyas mdzad pa legs // gang phyir ngan song bdag cag

—Bu ston の示す死者儀礼 (1) —

sbyangs // byang chub spyod pa nyid la bzhang // 33 // e ma ho Shā kya mgon po yi // sangs rgyas mdzad pa ngo mtshar che // gang phyir ngan song lhung ba yi // sems can glog bzhin myur du grol // 34 // e ma ho sangs rgyas mams kyi ni // sngags kyi byin rlabs ya mtshan che // gang phyir mtshams med lhung ba yi // sems can lha gnas myur du skyes // 35 // zhes ched du brjod par bsam /

de nas de la mchod pas mchod la / 《(真言省略)》 zhes brjod cing me tog gtor bas / slar bde ba can du song bar bsam mo //

de nas dkyil 'khor gyi lha la mchod bstod / nongs pa bzod par gsol / 'dod pa'i don la gsol ba gdab / dge ba'i rtsa ba tshe 'das kyi don du bsngos te shis pa brjod par bya'o // (7a7-8a1).

- (23) 但し DShCh には「識が頭頂より抜け出て成覚する (rnam shes sphyi gtsug nas thos nas sangs rgyas pa)」場合が付加されている。以上も含め PThCh との対応箇所は 15a5-16b3 である。
- (24) MSN: 91.13-15。MSN に関しては種村 2004 を参照。なお種村博士により MSN の梵文校訂テキスト等の公刊が予定されているので、これ以上の詳細に触れることは控える。
- (25) 本文 2 で挙げた (a-3) であり、(a-1) を終えた遺体を「陶器製の瓶 (rdza gsar pa'i bum pa)」に収めそれを覆う「仏塔」を泥で造るもの (DShCh: 18b1-5)。
- (26) 遺体ではなく「位牌 (byang bu)」が有る場合も、〈道の浄化〉を行った後で燃やすことが規定されている (8a3-4)。
- (27) PKCh では 'sa sbyang ba · sa gzung ba · sa byin gyis brlab pa · lha sta gon · bum pa sta gon · sbyin sreg sta gon' という次第構成が取られている (下線部が〈地儀軌 (sa chog)〉である)。この後に置かれる 'slob ma lhag gnas' が本文中で触れている 'slob ma sta gon' と同一である。
- (28) この「遺体搬送」の仕方は種村 (2004, (30)-(31)) が紹介している「葬送行進」とよく一致しており、MSN を典拠としているものと考えられる。
- (29) これは (b-1-2) ~ (b-1-5) を行ってから〈五部族の三昧耶〉の授与、〈水灌頂〉の作法を適用した洗浴、衣帯莊嚴、供養、布置観を修するものである。
- (30) チベット人の著作にも同例が存在し、Sa skya 派管長を務めた Grags pa rgyal mtshan (1147-1216) が、Hevajra 流儀による死者儀軌 *Dus tha ma'i cho ga gZhan phan bdud rtsi'i thigs pa* において「遺体を浄化する流儀は 2 種であって、遺体を供養対象の在り方で浄化すること、遺体を施主の在り方で浄化することである (ro sbyang lugs gnyis yin te / ro mchod gnas kyi tshul du sbyang ba dang / ro yon bdag gi tshul du sbyang ba'o // *The Complete Works of Grags pa rgyal mtshan* 1, Ja 231a3)」として、儀礼を具体的に述べている。下線部「施主」はこの場合“自身の体肢全てを供物として捧げる主体”の意である。本書については稿を改めて詳しく述べる予定である。
- (31) Me lha rdo rje las kyi gtso // tshe 'das sems can sbyang ba dang // lha rnams tshim par bya ba'i phyir // 'di nyid du ni 'phrin las mdzod // (9a1-2).
- (32) Me lha'i thugs ka nas ye shes kyi me phyung ste / tshe 'das kyi sdig sgrib dang / mi mthun pa'i phyogs thams cad bsregs par bsam nas / (9a2).
- (33) ro'i lus kyi khams rnams lha'i mchod rdzas phun sum tshogs par bsam la / lha so so'i sngags kyis phul nas / lha rnams mnyes nas sdig sgrib dang / sdug bsngal zhi ba'i 'phrin las mdzad par bsam / (9a6).
- (34) PKCh: 11b5-7 に記載されており、福田 (1987, 259) が紹介している。
- (35) PThCh では言及がないが、Bu ston は DShCh 著述の典拠の一つとして Zhi ba snying po (*Sāntigarbha) 著『仏塔の構造を区分し仏塔を完成する儀軌 (*mChod rten gyi cha dbye ba dang / mchod rten sgrub pa'i cho ga*)』を挙げており (34b4. これは [Toh 2652: Ota 3476] に相当する)、(b-4) の実修においても参照が期待されるということであろう。
- (36) ここで言う「付加句」とは、本文 (b-3-3) 説明箇所において二重下線で印した文言を指す。
- (37) (b-4-1) 以降この“混ぜ合わせ”までについて、Bu ston は DShCh: 23a3-4 において 'Ting nge 'dzin rdo rje' の説に依っていることを述べている。言うまでもなくこれは Śūnyasamādhivajra を指しているため MSN を直接の典拠とする仕方であることが分かり、種村 (2004, (31)) で紹介されている「死者の骨などを叩く儀礼」に対応する。MSN: 88.20-89.4。

—Bu ston の示す死者儀礼 (1) —

- (38) 各〈罪惡の浄化〉毎に取り除かれる「罪惡」の種類が異なる, 繰り返しによって浄化の度合いが深まる, など幾つか仮説は用意し得るが, 何れも文献的論拠を見出し得ていない。

付記

本稿は平成 22 年度科学研究費補助金「基盤研究(c) 課題番号 21520053」による研究成果の一部である。